

## ベトナム会計・税務

### 外国顧客向けサービスをベトナム国内で消費する場合、税率 0%を適用しない

2016年0月11日付、税務総局はオフィシャルレター第 2002/TCT-CS 号を発行した。内容は以下のとおりである。

ベトナム企業が外国顧客に対して、顧客サービス、債務管理サービス、IT サービスを提供し、ベトナム国内において実施・消費する契約を締結した場合、財務省発行の 2013 年 12 月 31 日付通達第 219/2013/TT-BTC 号の第 9 条 1 項に定めた VAT 率 0%適用の対象ではない。

### 個人所得税 (PIT) のコンサルティング費用は損金として認められない

2016年5月30日、税務総局は労働者の福利費用に対する税務控除を案内するオフィシャルレター第 2337/TCT-CS 号を発行した。内容は以下のとおりである。

・外国人の PIT のコンサルティング費用は、経営活動に関連しない費用であり、福利厚生費と見なされないため、法人税の確定申告の際、損金に算入されない。また、当該費用は当該労働者の PIT 課税所得に加算される。

・外国人労働者の健康診断は、労働者のヘルスケア（医療コンサルティング、診断、治療が含まれる）の一環であるから、その費用は、福利厚生費として法人の課税所得計算において損金として認められる。

### 保税倉庫における販売活動は外国契約者税の課税対象である

2016年6月1日付、税務総局は保税倉庫での販売活動における外国契約者税を案内するオフィシャルレター第 2389/TCT-CS 号を発行した。

外国契約者とベトナム企業間の売買活動において、外国契約者がレンタルしているベトナムでの保税倉庫で貨物の引渡を行う場合、通達第 103/2014/TT-BTC 号に基づき、外国契約者はベトナム国内で外国契約者税を納付しなければならない。ベトナム企業は通達第 156/2013/TT-BTC 号に基づき、当該外国契約者税を代行納付する義務がある。

### 不合理な借入金の金利は損金として認められない可能性がある

2016年5月30日付、税務総局はオフィシャルレター第 2323/TCT-CS 号を発行した。内容は以下のとおりである。

企業が出資者及びパートナーに対して利息 0%の立替又は貸付を行い、当該企業が当該立替又は貸付が企業の生産経営活動に関連することを証明できず、かつ、資本不足により借入及び利息費用が生じた場合、税務局は、法人税の確定申告において、当該利息費用を損金不算入とすることができる。

## Meinan Accounting Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所：1410, Hapro Building, 11B Cat Linh St., Quoc Tu Giam Ward, Dong Da Dist., Ha noi,  
電話：+84 4 6296 5726

ホーチミン事務所：604, Thien Son Building, No.5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward 6, Dist. 3, HCM City,  
電話：+84 8 3930 5491

## 税関分野における行政処分の新規規制

2016年5月26日付、税関総局は、税関分野における行政罰の規制と行政決定執行制御に関する政令第127/2013/ND-CP号を修正・補足する政令第45/2016/ND-CP号を発行した。従って、政令第45/2016/ND-CP号により、税関分野における行政処分を執行しない場合は以下の通りに改正される。

- ・個人及び組織が本政令第8条又は第13条に定める違反行為をした場合であり、かつ、税差額が個人の場合50万ドン未満、組織の場合、200万ドン未満である場合。
- ・本政令第7条に定めた貨物の数量、重量の実額が税関申告と一致しないが、申告した金額と輸出入実額の差額が10%以下かつ、1000万ドン未満である場合。
- ・輸出入貨物の品名を正確に申告したが、製品コード、税率又は初回の税額を誤って申告した場合。
- ・出入国者の外貨、ベトナムドンの現金及び金地金について税関申告規定に反したが、違反対象金額が100万ドン以下である場合

政令第45/2016/ND-CPは2016年8月1日より有効となる。

## 会社所有者は会社名及び所有者名義を変更する場合、登録料の納付を義務づけられる

2016年5月24日付、財務省は、通達第34/2013/TT-BTC号(2013年3月28日制定)の第1条・2項、並びに登録料について案内する通達第124/2011/TT-BTC号(2011年8月31日制定)の条項数点を修正・追加する通達第75/2016/TT-BTC号を発行した。内容は以下のとおりである。

以下のいずれかに当該する場合、登録料を納めなければならない。

- ・株式会社の社名変更、設立株主全員及び会社新規設立際の定款資本金を所有する株主全員を変更する、又は、他の会社形式の設立メンバーを変更する場合。
- ・会社名と会社形式を変更する次の場合：出資金全ての売却により、有限会社を株式会社へ変更する場合；株式全ての売却により、株式会社を有限会社へ変更する場合。

本通達(通達第75/2016/TT-BTC)は2016年7月10日より有効となった。

## 法人所得税(CIT)に関する投資優遇の案内についての取り扱い

2016年6月17日付、財務省は、投資法第67/2014/QH13号及び投資法の条項数点の実施を案内する政府発行政令第118/2015/ND-CP(2015年11月12日制定)について、投資優遇実行を案内する通達83/2016/TT-BTCを発行した。内容は下記のとおりである。

新規プロジェクトで以下のいずれかに該当する場合、CIT優遇制度を受けることができる：

- ・優遇分野及び優遇地域についての条件を満たした新規プロジェクトの場合、企業により優位な優遇税制を選択することができる；
- ・経済区・ハイテク区に投資した新規プロジェクトに対しては、法人所得税法に定めた優遇制度を受けることができる；

## Meinan Accounting Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所：1410, Hapro Building, 11B Cat Linh St., Quoc Tu Giam Ward, Dong Da Dist., Ha noi,  
電話：+84 4 6296 5726

ホーチミン事務所：604, Thien Son Building, No.5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward 6, Dist. 3, HCM City,  
電話：+84 8 3930 5491

・工業団地、輸出加工区に投資した新規プロジェクトに対しては、法人所得税法に定めた優遇制度を受けることができる；

・CIT 優遇制度を複数受けられる新規プロジェクトは、各優遇制度の最も有利な制度を選択することができる。本通達（通達第 83/2016/TT-BTC 号）は、輸入税並びに非農地利用税の優遇対象も規制する。

ただし、2015 年 7 月 1 日以前に投資許可書、投資登録証明書又は同等の他の書類を取得した投資プロジェクト、及び、2015 年 7 月 1 日以前に実施した、150 億ベトナムドン（約 7 千万円）以下の規模がある国内プロジェクトに対しては、2015 年 7 月 1 日以前に効力のある法令による優遇税制を適用する。

本通達は 2016 年 8 月 1 日より有効となる。

### 輸出加工企業に対して、工場を賃貸する場合、VAT 率 0%を適用することができる

2016 年 6 月 2 日付、ハノイ市税務局は、オフィシャルレター第 36952/CT-HTR 号を発行した。内容は下記のとおりである。

通達第 219/2013/TT-BTC 号の第 9 条 3 項に定めた物件、会場及び事務所を賃貸する事業に対して、VAT 率 10%を適用する。輸出加工企業に対して製造工場の一部を賃貸する場合、通達第 219/2013/TT-BTC 号の第 9 条 2 項の条件を満たした事業は、VAT 率 0%を適用することができる。借手と貸手は、VAT 率 0%の賃貸事業及び VAT 率 10%の賃貸事業を明確に区分しなければならない。区分できない場合、最高税率 10%を適用することになる。

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものです。本資料記載の情報は、法律上、会計上及び税務上のいかなる助言を含むものではありません。Meinan Accounting Vietnam は、本資料に基づき発生するいかなる損害についても一切責任を負いません。本資料の詳細については、Meinan Accounting Vietnam までご連絡ください。